

(別紙様式1)

遺伝子組換え実験計画書

平成 年 月 日

申請の種類 (注1)	実験の区分 (注2)	拡散防止措置 (注2)	公的経費 (注3)
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 (年 月 号) <input type="checkbox"/> 変更 (年 月 号)	・微生物・培養細胞を宿主とする実験 <input type="checkbox"/> 未同定核酸実験 <input type="checkbox"/> 同定済み核酸実験 <input type="checkbox"/> 大量培養実験 ・動物を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種 ・植物等を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種	<input type="checkbox"/> P1 <input type="checkbox"/> LSC <input type="checkbox"/> P2 <input type="checkbox"/> LS1 <input type="checkbox"/> P3 <input type="checkbox"/> LS2 <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P1P <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P2P <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> P3P <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 文科省 科研費 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無

実験実施機関	所在地 (〒)			
	名称			
	代表者の職名・氏名			
課題名				
実験実施期間(注4)		年 月 から 年 月 まで		
実験責任者	所属部局の所在地 (〒)			
	所属機関・部局・職名			
	氏名	TEL	FAX	E-mail
実験場所	所在地 (〒)			
	名称			
実験従事者	氏名	所属機関・職名	宿主及びその取扱い 経験年数(注5)	遺伝子組換え実験 経験年数(注6)
安全委員会が本実験計画の実施を適当と認める理由 (注7)		委員長の所属部局・職名・氏名		
学長承認欄		承認： 年月日 承認番号： 芝浦工業大学学長		

実験課題名	
実験の目的	
実験の概要	
当該遺伝子組換え実験を行う必要性(注8)	
本実験が大臣確認実験となる事由(注9)	

供与体・ベクター・宿主の組み合わせ (注10)							
核酸供与体 (注11)	核酸の種類 (注12)	未同定核酸実験に係る単離 予定の核酸 (注13)	同定済み核酸 実験に係る供 与核酸(注14)	ベクター (注15)	宿主 (注16)	拡散防止 措置 (注17)	備考

核酸供与体の特徴及び生物学的リスク(注18)	
単離予定の核酸又は供与核酸並びにその産物の特徴及び性質(注19)	
ベクターの特徴、伝達性、宿主依存性(注20)	
宿主の特徴、遺伝子交換範囲とその機構(注21)	
宿主-ベクター系の特徴、生物学的封じ込めの程度及び不活化の方法(注22)	

組換え動植物作出時における、遺伝子導入の段階及びその方法(注 23)	
組換え生物等又は組換え生物等を接種する動植物等の特性及びリスク (注 24)	
大量培養実験に係る組換え微生物、組換え動植物等又は組換え生物等を接種した動植物等の拡散防止措置(注 25)	
組換え生物等の実験終了後の処置	
細胞融合実験 (注 26)	

拡散防止に係る施設・設備	位置(注 27)	
	構造(注 28)	
	設備(注 29)	

計画書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 注1. 該当項目にチェックを入れ、変更の場合は前回大臣確認を受けた年月及び確認番号を記入すること。
- 注2. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。なお、動植物等使用実験を含む場合、必要な措置も併せてチェックすること（P1Aなど）。
- 注3. 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。
- 注4. 予定している実験実施期間（5年を限度とする。）を記入すること。
- 注5. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。なお、宿主が微生物、動物、植物等を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。
- 注6. 遺伝子組換え実験の経験の有無ならびに経験年数を記入すること。
- 注7. 安全委員会及びその委員長が本計画を安全に実施できると認める理由を記入すること。（実験計画、場所、従事者の妥当性など、申請者は記入しないこと）
- 注8. 大量培養実験、組換え生物等を動植物等に接種する実験、脊椎動物の蛋白性毒素産生遺伝子を扱う実験が含まれる場合は、当該実験を行う必要性について簡潔に記入すること。
- 注9. 二種省令別表第一のどの項目に該当するかを含めて記入すること。
- 注10. 核酸供与体、ベクター、宿主の組み合わせ毎に番号、直線、罫線等でまとめ、相互の関連を明らかにすること。
- 注11. 核酸供与体となる生物の種名又は系統名、二種省令における実験分類を記入すること。必要に応じ、一般名、分類群、資料を示すこと（特に病原性がある場合）。
- 注12. 供与核酸について、ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。
- 注13. 未同定核酸実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとする核酸の名称を記入すること。
- 注14. 同定済み核酸実験のときに該当。使用する供与核酸の名称（公表されたものであれば文献等）を記入すること。
- 注15. ベクターの名称を記入すること。
- 注16. 宿主（微生物の他、遺伝子導入を行う動植物も示す。）の種名、系統名又は培養細胞の名称、そして二種省令における実験分類等を記入すること。組換え生物等を動植物に接種する場合については、接種に係る動植物等を□で囲むこと。
- 注17. 組み合わせ毎に必要な拡散防止措置のレベルを記入すること。
- 注18. 核酸供与体について、二種省令における実験分類、並びに必要に応じてその特徴、自然界における分布、病原性、寄生性、腐生性などの実験従事者に対するリスクについて記入すること。また、蛋白性毒素を産生する場合はLD50及び毒素遺伝子の構造について記入すること。
- 注19. 単離・使用する核酸又はその産物等について簡潔な説明を記入すること。また、同定済み核酸の場合は塩基配列又は同定に至る資料、文献を添付し、その資料番号を記入すること。
- 注20. ベクターの由来・薬剤耐性・特異形質等の特徴、伝達性、宿主依存性について記入し、必要に応じて実験結果・文献を添付すること。また、ウイルスベクターの場合は二種省令における実験分類を記入すること。
- 注21. 微生物を宿主とする場合は、栄養要求性、薬剤耐性、至適生育条件等の特徴を、培養細胞をウイルスの宿主として使用する場合は、宿主内における宿主の核酸や共存するウイルス由来の核酸との遺伝情報の交換の可能性について記入すること。また、宿主に病原性、発がん性及び毒素産生性がある場合は、その説明についても記入すること。
- 注22. 認定宿主-ベクター系以外の微生物を宿主とする宿主-ベクター系を用いる場合には、宿主の生存能力、伝播性、不活化の方法と予測される不活化の効率を記入すること。また、ウイルスを使用する場合には、そのウイルスの伝播性に対する生物学的封じ込めの程度を記入すること。
- 注23. 組換え動植物等を作成する場合に記入すること。卵、胚、種子、生体など核酸導入時の細胞の分化段階及び導入方法を記入すること。
- 注24. 組換え又は組換え生物等の接種により新たに獲得することが予想される形質について記入すること。感染性、病原性、寄生性、腐生性又は毒素産生性等の形質が変化すると予想される場合は、その旨明記すること。
- 注25. 大量培養実験、動植物等を用いる実験の場合に記入すること。培養・飼育・栽培時における漏出・逃亡・飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物等の不活化等、拡散防止措置について記入すること。
- 注26. 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術により得られた組換え生物等に関わる実験の場合、内容を記述すること。
- 注27. 実験室又は実験区域の位置、実験設備・装置等の配置を図示し、機関内の安全委員会による認可年月日について記入すること。
- 注28. P3以上の施設の場合に記入すること。また、実験設備の構造について図示すること。
- 注29. P2以上の施設の場合に記入すること。また、その設備ならびに装置の名称を記入すること。
- 注30. 二種省令とは「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年1月29日文科科学省・環境省令第1号）」を示す。